

## 輸血に関する当院の診療指針

- 1、当院では、「いかなる場合も相対的無輸血治療を行う」を基本方針とします。
- 2、宗教上の理由で輸血拒否を望む皆様に対して、そのことが理由で診療拒否はいたしません。それに伴い患者様に不利益が生ずることがありますので、主治医とよく話し合いの上、方針を決めていくこととします。
- 3、緊急の場合は、輸血同意書が得られない場合でも救命のための輸血を実施いたします。
- 4、当院の治療方針に同意していただけるように努めますが、同意を得られない場合は他院での治療を勧めます。

※相対的無輸血:ご本人の意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、輸血以外に救命手段がない事態に至った場合は、輸血を行うという立場であり考え方。